

糸魚川市建設現場における快適トイレ設置実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、就労環境の改善を図るため、当該工事において快適トイレを設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 仮設トイレ 一時的に設置される簡易式のトイレをいう。
- (2) 快適トイレ 次条第2項各号に規定する要件を満たし、男女ともに快適に使用できる仮設トイレをいう。
- (3) 通常トイレ 次条第2項各号の規定によらない仮設トイレをいう。
- (4) 監督員 糸魚川市財務規則別記1建設工事請負基準約款第11条に定める監督員をいう。

(快適トイレの要件)

第3条 快適トイレは、1件の工事契約につき1基を対象とする。ただし、男性と女性の区別をして快適トイレを設置した場合は、男女別に各1基ずつを対象とすることができる。

2 快適トイレの要件は、次に掲げる各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 次に掲げる機能の全てを保有していること。
 - ア 洋式便座
 - イ 水洗機能
 - ウ 臭い逆流防止機能
 - エ 容易に開かない施錠機能
 - オ 照明設備
 - カ 衣類掛け等のフック付き又は荷物置き場設備機能
- (2) 快適トイレ附属品として、次の全てを備えていること。
 - ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - イ 入口の目隠し

ウ サニタリーボックス（男性専用トイレを除く。）

エ 鏡付きの洗面台

オ 便座除菌シート等の衛生用品

（対象工事等）

第4条 快適トイレ設置の対象とする工事は、本市が発注する予定価格が130万円を超える建設工事（以下「対象工事」という。）であって、市長が指定する工事とする。

2 前項の規定による指定は、個別の入札公告で行うものとする。

3 市長は、前項の指定を行うときは、対象工事とする旨を当該工事の設計図書に記載するものとする。

（設置の協議）

第5条 受注者は、本市と対象工事の請負契約を締結した後、施工計画書の作成前に、速やかに対象工事の監督員と快適トイレの設置の有無について協議を行うものとする。

（施工計画書への記載）

第6条 受注者は、前条の協議により快適トイレの設置を実施する場合は、施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。

（確認資料の提出）

第7条 受注者は、前条に規定する施工計画書を提出するときは、併せて快適トイレ要件確認資料（様式第1号）を監督員に提出しなければならない。

（設置の確認方法）

第8条 受注者は、快適トイレを現場に設置した日から起算して7日以内に快適トイレ設置報告書（様式第2号）を監督員に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により快適トイレ設置報告書の提出を受けたときは、設置された快適トイレの現地確認を行う。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、書面の確認に代えることができる。

（積算と変更契約）

第9条 市長は、快適トイレの設置に係る費用について、入札公告時は積算しないものとし、監督員が快適トイレの設置を確認した場合に、必要に応じて変更契約

を締結する。

- 2 前項の変更契約に当たり、受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、快適トイレ及び通常トイレの見積書を速やかに監督員に提出するものとする。
- 3 監督員は、前項の規定による見積書の提出があったときは、快適トイレの費用と通常トイレの費用との差額を増額分として積算する。
- 4 前項の快適トイレの費用と通常トイレの費用との差額は、1基につき1月当たり51,000円を限度とする。ただし、男性と女性を区別して快適トイレを設置した場合は、2基につき1月当たり102,000円を限度とする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。